

国土交通省組織令等の一部を改正する政令案要綱

第一 国土交通省組織令の一部改正

一 都市局及び同局都市安全課の所掌事務を変更すること。
(第七条及び第八十四条関係)

二 総合政策局情報政策課及び行政情報化推進課の所掌事務を変更すること。

(第五十一条及び第五十二条関係)

三 土地・建設産業局建設市場整備課の所掌事務を変更すること。
(第八十条関係)

四 航空局総務課、航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課、航空事業課及び首都圏空港課、安全部安全企画課並びに交通管制部交通管制企画課及び管制技術課の所掌事務を変更すること。

(第六十五条、第六十六条、第六十八条、第七十二

条、第七十三条、第七十八条及び第八十一条関係)

五 航空局航空ネットワーク部に国際航空課、空港計画課、空港技術課及び空港業務課を置くこと。

(第六十七条及び第六十九条から第七十一条まで関係)

六 国土政策局等の所掌事務の特例等を変更すること。
(附則第二条、第七条及び第八条関係)

七 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 国土審議会令の一部改正

特殊土壌地帯対策分科会の設置期限の延長を行うこと。

(附則第二条関係)

第三 交通政策審議会令の一部改正

航空分科会の庶務を担当する課を変更すること。

(第九条関係)

第四 施行期日

この政令は、平成二十九年四月一日から施行すること。

(附則関係)